

多言語通訳・翻訳サービス業務委託事業者募集要項

1 多言語通訳・翻訳サービス業務委託

妊婦面接をはじめとする相談や家庭訪問の際、日本語を母国語としない外国籍市民の相談に対応するための通訳・翻訳サービス業務。

2 委託業務の概要

(1) 業務委託名

多言語通訳・翻訳サービス業務委託

(2) 業務内容

タブレットを介して、面接等に訪れた日本語を母国語としない市民と職員が円滑にコミュニケーションをとるための、多言語の通訳・翻訳に対応する機能を提供するもの。タブレットの台数は2台以上とし、受託事業者からの貸与とする。その保守管理については、受託事業者において行うものとする。なお、タブレットのディスプレイサイズは、9.7インチ程度とし、画面が見やすく、持ち運びしやすいサイズとする。

(3) 通訳・翻訳機能の内容

タブレットを介して、多言語の通訳・翻訳に対応するシステム、アプリ等のサービス。

以下の全ての機能を有するものとします。

ア 多言語に対応していること。少なくとも、英語、中国語、ネパール語、フランス語に対応できること。

イ 市民の相談対応は、多岐に渡るため、以下の内容を正確に通訳・翻訳できる機能を有すること。

① 行政サービスや手続きに関するこ

② 日常生活全般

③ 妊娠、出産を含めた、医療や保健に関するこ

④ 育児や子育てに関するこ及び支援策 等

ウ 通訳する言語及び日本語双方向の通訳・翻訳を行う機能を有すること。

エ 乳幼児健診や予防接種等の受診を支援するため、受託事業者において、問診票、説明文等の翻訳を行い提供できること。

オ 業務の実施にあたり、知り得た個人情報保護の管理を徹底する体制がとれていること。

(4) 委託料（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料には、タブレットの初期費用、リース料、毎月のサービス利用料及び保守管理事務手続きに係る経費を含むものとする。

(5) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、実施状況の検証により、令和8年度以降、最長令和12年度まで実施を検討する。

3 申込要件

次の要件の全てを満たす事業者を、申込の要件とします。

(1) タブレット、通訳翻訳機能を自社にて調達及び提供できること。

- (2) 受託事業の実施責任者を配置すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (4) 直近 3 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 参加意向申出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成 26 年 4 月 1 日施行）による入札参加排除措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (7) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 予算額（予定）

762,960 円（税込）

初期費用、タブレットリース料及び月額利用料及び保守管理等の諸経費を含む。

5 受託事業者の選定

日程	内容
令和 8 年 1 月 27 日（火）	募集要項の公表 受託申込書の受付開始 質疑の受付（2 月 2 日（月）正午まで）
同年 2 月 3 日（火）	プロポーザル競技参加申込書の提出締切
同年 2 月 10 日（火）	事業者選定委員会（書類審査）
同年 2 月 12 日（木）	選考結果通知

6 受託希望申込手続

受託を希望する事業者は、次の書類を提出してください。

（1）提出書類

- ア 多言語通訳・翻訳サービス業務プロポーザル競技参加申込書 1 部
- イ 会社概要（別紙様式 2-①、2-②）各 6 部
- ウ 企画提案書 6 部
- エ 見積書（見積額は、税抜価格、消費税価格及び税込価格を記載する）6 部
- オ 市からの質問に対する回答書 6 部

（2）提出期限

令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 4 時必着（郵送又は直接持参）

提出先

西東京市子ども若者部子ども家庭課

〒202-8555 西東京市中町一丁目 5 番 1 号 保谷保健福祉総合センター

7 選考スケジュール

(1) 書類による選定 令和8年2月10日（火）

各事業者から提出された企画提案書、見積書等に基づき書類による選定を行います。

書類審査による点数に、当該事業者の企画点及び価格点を加算し、その合計点数が最も高い業者を第1位業者とし、業務価格について交渉を行い、契約を締結します。

また、第1位業者と一定期間内に締結に至らない場合で第2位業者の点数が第1位業者の点数の90%以上であるときは、第1位業者との交渉を打ち切り、第2位業者と価格について交渉を行い、契約を締結します。

(2) 選定結果通知

令和8年2月12日（木）午後2時までに、電子メールにて通知します。

8 欠格事項

次に挙げる事項に該当する場合は、本プロポーザル競技を失格とします。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、市職員及び市関係者にプロポーザル競技に対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積書の見積額が、予算額を超過している場合
- (3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 課題に適合しない提案の場合
- (6) 提出された書類が、基本仕様書に基づく提案となっていない場合

9 その他

- (1) 企画提案競技の参加に要する費用については、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提案された企画提案書等は返却しません。
- (3) 企画提案書の提出は期限厳守とします。ただし、提出期限までに遅延する旨の連絡があり、その理由が特に止むを得ないと認められる場合はこの限りではありません。
- (4) 審査結果の問い合わせについては、一切回答しません。
- (5) 質問、問合せは、緊急時の連絡を除き、電子メールにて行うものとします。
- (6) 本業務の契約手続きは、令和8年度予算議決後に行うものとし、予算が不成立の場合は、履行されないものとします。

10 問い合わせ先

西東京市子ども若者部子ども家庭課母子保健係 担当：田崎・大貫

E-mail:kateishien@city.nishitokyo.lg.jp

電話：042-438-4037（直通）